山陽小野田市農業委員会

第３０回

総　会　議　事　録

１．開催日時　令和４年１２月１３日午後１時３０分から午後２時４５分

２．開催場所　山陽小野田市保健センター２階　集団指導室

３．出席委員

会　　　　長	1	田尾　光一
会長職務代理者	9	山本　シゲ子
委　　　　員		
	2	相本　まゆみ
	3	中原　義治
	4	藤井　豊
	5	森田　祐三
	6	田中　覺
	7	緒方　始
	8	辻村　勝好
	１０	佐々木　勇藏
	１１	五十嵐　奨
	１２	村上　雅彦
	１３	二井　一夫
	１４	國吉　彰

４．欠席委員

５．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１３４号　　農地法第３条　権利の移動

議案第１３５号　　農地法第５条　転用を目的とする権利移動

議案第１３６号　　現況証明願い

報告第　６６号　　農地法第５条第１項ただし書きの規定による届出について

報告第　６７号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

議案第１３７号　　農用地利用集積計画について

議案第１３８号　　農用地利用配分計画の案について

議案第１３９号　　農業振興地域整備計画の変更について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　幡生　隆太郎

事務局次長　銭谷　憲典

事務局職員　伊藤　敦

7. 議会の概要

議長　定刻になりましたので、只今より第 30 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

（起立、礼、着席）

本日の欠席委員はありません。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名委員は 8 番辻村委員と 9 番山本会長職務代理者にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 134 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長　今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件です。

議案第 134 号番号 93 について議案書をもとに説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から南東へ約 0.9ｋｍに位置する農用地区域内農地及び第 1 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 3 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

14 番　現地の報告をさせていただきます。

12 月 5 日に事務局 2 名と緒方委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。

周辺の状況は、休耕田や水田、宅地が広がっています。

申請地の状況は、一部作付けされている所もありましたが、大部分が休耕田となっていました。

譲渡人は後継者がいないため、譲渡するとのことでした。

譲受人は、譲渡人の親族にあたる方で、現在も耕作や管理をしているようですので、特に問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 134 号番号 93 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 94 について事務局の説明を求めます。

局長　議案第 134 号番号 94 について議案書をもとに説明いたします。
4 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から西へ約 3.0ｋｍに位置する農用地区域内農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 5 ページをご覧ください。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

14 番　現地の報告をさせていただきます。
現地の位置につきましては、先ほど事務局から説明がありましたので省略します。
ここは、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地です。
周辺は宅地や雑種地、畑等があります。申請地の状況は、草地となっています。
譲渡人は高齢で、管理が困難なことから譲渡したいとのことです。
譲受人は空き家バンクに登録されている空き家に付随した農地を取得し、将来的には野菜等を作りたいとのことです。
以上のことから特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 134 号番号 94 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 95 は、議案第 135 号番号 168 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長　議案第 134 号番号 95 及び議案第 135 番号 168 について議案書をもとに説明いたします。
6 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から東へ約 0.6ｋｍに位置する第 3 種農地です。申請内容は 6 ページ及び 50 ページの下表のとおりです。

公図は7ページ及び51ページ、土地利用図は52ページをそれぞれご覧ください。
議案第134号番号95は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。また、議案第135番号168は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

7番　現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側が市道で、東側が美祢線となっています。
申請地がある場所は、すり鉢状になっており、かなり高い土手に囲まれていますが、保全管理中でした。
譲渡人は高齢のため、耕作が困難であり、譲受人からの申し出があったため応じたとのことです。
譲受人は新規事業として農業を始める意向があり農業機械も揃ったため、この度譲り受けることにしたそうです。
続いて5条の説明に移ります。
譲受人が市道沿いに資材置き場を設置しており、その資材置き場が道路の拡張に伴い圃場の一部を資材置き場として利用したいとのことから申請に至りました。
申請地の状況は、保全管理中でした。
雨水処理に関しては、自然流下で既設の圃場排水路に流します。
汚水に関しては発生しません。
埋立法面の処理は30㎝程埋め戻しを行い、周囲は40㎝程度の法面を作るとのことです。
申請地への進入路の位置は、北側の市道からとなります。
境界に関しては、ＪＲの境界杭と畦畔で確認できています。
その他特に問題となる事項はありませんでした。報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
なければ私から質問ですが、譲受人が耕作面積0㎡となっていますが、正しいのですか。下限面積の縛りがあったと思いますが問題はありませんか。

局長　この度取得する面積が、約5反あるため3反要件はクリアしています。同様なケースは過去にもあります。
元々耕作をしていなくても、取得後に3反要件を満たしており、適正に営農ができると判断されれば問題はありません。

議長　3反要件に関しては現状まだあるのですよね。来年の4月から撤廃と聞きましたがどうですか。

局長　改正法の施行が4月1日からとなります。
　3反未満の農地でも適正に耕作できると認められれば、許可の対象となります。

議長　わかりました。
　他にありませんか。
　(挙手あり)
　どうぞ

３番　今の番号95についてなのですが、現在の耕作面積0㎡で新規参入とのことですが、すぐに一部転用していますがこれはいいのですか。

局長　位置的に関連する事案でありまして、3条で取得した農地を転用するわけではありません。

３番　わかりました。

議長　面積が999㎡となっていますが、意図的ですか。

局長　山陽小野田市は1000㎡を超えると市条例に基づく開発行為の届け出が必要になり、手続き的に非常に複雑になるうえに、隣接地が関係者の所有であるため、特に問題は起こらないであろうとのことから、開発行為の届け出が不要な面積で分筆を行ったのであろうと認識しています。

議長　わかりました。
　他にありませんか。
　無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第134号番号95及び議案第135番号168に賛成の方の挙手を求めます。
　(全委員挙手)
　全員賛成により原案どおり承認することといたします。
　次に議案第135号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
　事務局の説明を求めます。

局長　今月の農地法第5条の許可申請は11件ですが、番号168は審査が終わりました。
　議案第135号番号158について議案書をもとに説明いたします。
　11ページをご覧ください。
　申請地は、南支所から南へ約1.3ｋｍに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
　申請内容は、下表のとおりです。
　公図は12ページ、土地利用図は13ページをご覧ください。
　本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。
１４番　現地の報告をさせていただきます。
場所等は事務局から説明がありましたので省略します。
転用目的は太陽光パネルの設置となっています。
周辺の状況は、水田や休耕田に囲まれています。
申請地は休耕田となっています。
雨水処理に関しては周辺の農業用排水路に排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立法面の処理もありません。
申請地への進入路の位置は南西側からで幅員は約３ｍです。
境界に関しては畦畔等で確認できています。
以上のことから特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 135 号番号 158 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 159 について事務局の説明を求めます。

局長　議案第 135 号番号 159 について議案書をもとに説明いたします。
14 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 2.0ｋｍに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページ及び 17 ページをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。
７番　現地の報告をさせていただきます。
場所は有帆地区になります。
周辺の状況は、東側に水路と３尺道、後は田が広がっていました。
申請地の状況は保全管理中の田でした。
雨水処理に関しては、溜桝を通じて排水路に排水します。
汚水に関しては、合併浄化槽にて処理します。
埋立法面の処理に関しては、70 ㎝程度の盛り土を行い、法面はコンクリート処理です。

申請地への進入路の位置は、北側の県道より進入するようになっています。
境界については、畦畔等で確認できています。
その他特に問題となることはありませんでした。報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 135 号番号 159 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 160 について事務局の説明を求めます。

局長　議案第 135 号番号 160 について議案書をもとに説明いたします。
18 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から東へ約 1.5ｋｍに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページから 26 ページまでをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

7 番　現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側と西側が市道、東側は農業用水路、南側が水路を挟んで住宅がありました。
申請地の状況は、保全管理中でした。
雨水処理に関しては、南側の住宅側の道路側溝に配水します。
排水路に関しては、住宅側からの要望で水路が小さく、水はけが悪いことから拡張工事を行うようです。
汚水に関しては公共下水道に接続します。
埋立法面の処理は、市道の高さまで埋め戻しを行うようです。
法面に関してはコンクリート張りで処理するとのことです。
申請地への進入路の位置は、西側の市道からで、幅員は 6m です。
境界に関しては既設構造物や畦畔で確認できています。
その他特に問題になりそうな事項はありませんでした。
以上で報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
なければ私から質問ですが、19 ページの真ん中の黒い線は水路ですか。

７番　赤線です。
議長　ここは現行の宅地より低いのですか。
７番　市道より 50～60 ㎝程度低いです。
局長　一体利用地として 26.2 ㎡程赤字道があり、市が払い下げを受けるそうです。なお、盛り土は約１ｍ行うそうです。
議長　わかりました。
他に質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 135 号番号 160 に賛成の方の挙手を求めます。
（全委員挙手）
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 161 について事務局の説明を求めます。
局長　議案第 135 号番号 161 について議案書をもとに説明いたします。
27 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 0.7ｋｍに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページから 31 ページまでをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長　次に現地調査報告をお願いします。
１４番　現地の報告をさせていただきます。
現地の位置等につきましては、事務局から説明がありましたので省略します。
周辺の状況は、北側に市道、西側が田、南側と東側が宅地となっていました。
申請地の状況は、既に申請者の父親により、前工事として掘削がされておりました。
そのため、始末書の提出と、許可まで工事の中断を指示しております。
境界に関しては杭が打ってあり、そちらで確認済みです。
雨水処理に関しては、溜枡を介して北側の側溝へ排水します。
汚水に関しては公共下水に排水します。埋立法面の処理に関しては、20cm 程度行い、ブロック積みにて処理を行うようです。
進入路は北側からで、幅員は 4m 程度です。
境界に関しては既設構造物と宅地の境界杭で確認しています。

以上で報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 135 号番号 161 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 162、番号 163 及び番号 164 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長　議案第 135 号番号 162、番号 163 及び番号 164 について議案書をもとに説明いたします。

32 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北へ約 0.8ｋｍに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、32 ページ、35 ページ及び 38 ページの下表のとおりです。

公図は 33 ページ、36 ページ及び 39 ページ、土地利用図は 34 ページ、37 ページ及び 40 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

１４番　現地の報告をさせていただきます。

場所は埴生の正寺地区になります。

転用目的は太陽光パネルの設置となります。

周辺の状況は、休耕田や宅地が点在していました。

申請地の状況は、草がかなり伸びた状況となっていました。

雨水処理に関しては、自然流下で周囲の農業用水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立を行わないため、法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は南側からで、幅員は 2m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界につきましては、畦畔等で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 135 号番号 162、番号 163 及び番号 164 に賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 165 について事務局の説明を求めます。
局長　議案第 135 号番号 165 について議案書をもとに説明いたします。
41 ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から北へ約 3.0ｋｍに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 42 ページ、土地利用図は 43 ページをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。
議長　次に現地調査報告をお願いします。
１４番　現地の報告をさせていただきます。
場所は埴生の大持地区になります。
擁壁の改修用の作業道とドライフラワー作成作業用施設の設置が目的になります。
周辺の状況は、申請者の自宅が隣接しており、下段には田があります。
雨水処理に関しては、水路に排水します。
汚水は発生しません。
埋立も行いません。
申請地への進入路の位置は南側に１ｍほどの道があり、そちらを利用するとのことです。
境界に関しては、境界杭と畦畔等で確認できています。
以上のことから特に問題ないと思います。
これで報告を終わります。
議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 135 号番号 165 に賛成の方の挙手を求めます。
（全委員挙手）
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 166 について事務局の説明を求めます。
局長　議案第 135 号番号 166 について議案書をもとに説明いたします。
44 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 1.2ｋｍに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。

公図は 45 ページ、土地利用図は 46 ページをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

7 番　現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側が赤字道と水路、西側に水路、南側と東側は宅地になっていました。
雨水処理に関しては、西側水路に排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立法面の処理に関しては、整地する程度で、埋立をしないため、何も行いません。
申請地への進入路の位置は、北側の東寄りの角から進入できる道があります。
境界については既設構造物で確認できています。
太陽光パネル周辺には高さ 1.2m のフェンスを設置します。
以上のことから特に問題ないと思います。
これで報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 135 号番号 166 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 167 について事務局の説明を求めます。

局長　議案第 135 号番号 167 について議案書をもとに説明いたします。
47 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から北東へ約 1.0ｋｍに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 48 ページ、土地利用図は 49 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

7 番　現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側と東側が宅地、南側が水路と宅地、西側が道路になっています。
申請地の状況は、木が数本生えており、それ以外は草地でした。

雨水処理に関しては自然流下で道路側溝へ排水します。
汚水に関しては公共下水道に接続します。
申請地への進入路の位置は西側の道路からとなります。
境界に関しては既設構造物にて確認できています。
以上のことから特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 135 号番号 167 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 136 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長　今月の「現況証明願い」は 1 件です。
議案第 136 号番号 41 について議案書をもとに説明いたします。
54 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南へ約 2.6ｋｍ、第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 55 ページをご覧ください。
本件は、これまで庭、進入路、宅地及びゴミステーションとして使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長　次に現地調査報告をお願いします。

１４番　現地の報告をさせていただきます。
場所は小野田の本山地区になります。
申請地は昭和２９年ごろに転居され、その後放置されており、現在に至るとのことです。
周辺の状況は、西側に市道があり、北側と南側には宅地があります。
申請地の状況は、北側が隣の家の進入路として使われています。
南側には自治会のゴミステーション等があり、自治会の方々が花壇等を管理して美化を図っているようです。
この土地に関しては所有権等でいろいろと問題がありまして、申請が遅れてしまったようで、顛末書の提出がありました。
進入路に関しては西側の市道からとなります。
その他特に問題となりそうな事項はなく、農地性も認められないことから非農地証明に関しては妥当だと判断しました。
これで報告を終わります。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第136号番号41に賛成の方の挙手を求めます。
（全委員挙手）
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に報告第66号「農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長　今月の農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出は3件です。
報告第66号番号24について議案書をもとに説明いたします。
57ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から西へ約3.3ｋｍ、農用地区域内農地です。
内容は下表のとおりです。
公図は58ページ、土地利用図は59ページを御覧ください。
事業終了後、原状回復されます。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第66号番号24は原案どおり処理いたします。
次に番号25について事務局の説明を求めます。

局長　報告第66号番号25について議案書をもとに説明いたします。
60ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から北東へ約4.3ｋｍ、第2種農地です。
内容は下表のとおりです。
公図は61ページ、土地利用図は62ページを御覧ください。
事業終了後、原状回復されます。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第66号番号25は原案どおり処理いたします。
次に番号26について事務局の説明を求めます。

局長　報告第66号番号26について議案書をもとに説明いたします。
63ページをご覧ください。
届出地は、市役所から東へ約0.9ｋｍ、第3種農地です。
内容は下表のとおりです。
公図は64ページ、土地利用図は65ページを御覧ください。
事業終了後、原状回復されます。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第66号番号26は原案どおり処理いたします。
次に報告第67号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長　66 ページをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 45 及び番号 46 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。
ご審議の程お願いします。

議長　何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 67 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 137 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長　68 ページ及び 69 ページを御覧ください。
議案第 137 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 145 から 153 まで、合わせて 9 件、14 筆、20,439 ㎡でございます。
ご審議の程お願いします。

議長　質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 137 号は原案どおり決定することとします。
次に議案第 138 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長　71 ページを御覧ください。
議案第 138 号「農用地利用配分計画（案)」について議案書をもとに説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 4 年 11 月 30 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、番号 10 及び番号 11 の 2 件、2 筆、7,994 ㎡でございます。
ご審議の程お願いします。

議長　何か質問はありませんか
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により議案第 138 号は原案どおり了承することとします。
次に議案第 139 号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

局長　72ページを御覧ください。

議案第139号「農業振興地域整備計画の変更について」議案書をもとに説明します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和4年11月29日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、農振編入が1件、農振除外が3件です。

農振編入については、番号6、55㎡、ほ場整備事業に伴う編入です。

次に、農振除外については、番号6、216㎡、駐車場及び進入路の拡張、番号7、331㎡の内2.25㎡、番号8、331㎡の内2.25㎡、いずれも携帯電話基地局の建設です。

位置図等は、73ページから83ページをご覧ください。

いずれの案件も農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしていると考えられます。

ご審議をお願いします。

議長　何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第139号は原案どおり了承することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長　次回の現地調査は、1月5日(木)9時から、五十嵐委員、相本委員でお願いします。

第31回総会は、1月13日(金)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長　以上をもちまして第30回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

（起立、礼）　お疲れ様でした。

午後２時４５分　　閉会

山陽小野田市農業委員会

会　　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員

＿＿番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員

＿＿番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿